

第28期第1回日野市町名地番整理審議会議事録

日 時	令和7年12月19日(木) 午前10時～12時
場 所	日野市役所5階 505会議室
議 題	川辺堀之内・上田・宮地区町名地番整理事業について
出席者 (敬称略)	(条例第4条第1号の委員) 島村 綾・高橋 知之 (条例第4条第2号の委員) 今尾 恵介・生島 美和・小林 昭治・若月 純子 (条例第4条第3号の委員) 佐々木 愛郎・柳下 一利・神山 智・橋本 雅弘
欠 席 者	なし
事務局	浅川 浩二・熊澤 修・谷 遼平・小野 駿佑・川村 俊介

事 務 局	定刻になりましたので、ただ今より第28期第1回日野市町名地番整理審議会を開催いたします。 本日は、年末のご多用のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。 本日、委員の皆様、全員にご出席いただいております。 また、日野消防署長 佐々木委員につきましては、警防課地域防災担当 藤本係長が、日野警察署長 柳下委員につきましては、西田警備課長が、日野郵便局長 橋本委員につきましては、第一集配営業部 星副部長が代理で出席しております。 また、生島委員につきましては、リモートにて参加しております。 従いまして、審議会条例第9条の規定に基づき、委員の半数以上の出席があり、本日の審議会が成立しますこと、あわせてご報告いたします。 なお、本日の会議は公開とさせていただきます。 また、会議録の作成を行うため録音させていただくとともに、審議会会議規則により会議録を公開とさせていただきますので、あらかじめご承知おきいただきますよう、お願いいたします。 続きまして、本日の資料の確認をいたします。 事前に郵送等にてお送りしておりますが、資料としては大きく5点でございます。 【 配布資料の確認 】 ● 審議会次第 ● 第28期町名地番整理審議会委員名簿 ● 日野市町名地番整理審議会条例 ● 日野市町名地番整理審議会会議規則 ● パワーポイント打ち出し でございます。 また、委員の皆様への委嘱状につきましては、本日、机上配布とさせていただきます。 ご理解のほど、よろしくお願いいたします。
--------------	--

市 長	資料の確認は以上ですが、不足などはございませんでしょうか。 それでは、次第の2といたしまして、市長よりご挨拶をいただきます。 本日は年末のご多用の中、第28期第1回日野市町名地番整理審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 また、第28期の審議会委員をお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。 さて、日野市ではこれまで、川辺堀之内・上田・宮地区を対象とした町名地番整理について検討を進めてまいりました。 本地区では、組合施行の川辺堀之内土地区画整理事業が令和9年度に完了する予定であり、その際に町名地番整理が必要となります。 その機会にあわせて、周辺の町名地番整理が未整備地区である、上田・宮地区についても、あわせて町名地番整理を実施する予定です。 本日は、本年11月に実施いたしました、川辺堀之内・上田・宮地区にお住まいの方などを対象とした説明会の結果をご報告するとともに、事業区域に関する方向性についてご審議いただきます。 来年度は、市議会への町区域の新設に関する議案の上程を予定しております。 本日の審議会は、今後に向けた大事な議論の場となりますので、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。
事 務 局	ありがとうございました。 続きまして、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。 恐れ入りますが、順にその場でご起立いただき、ご挨拶いただきますよう、お願い申し上げます。
全 委 員	【自己紹介】
事 務 局	ありがとうございました。委員の皆様、改めましてよろしくお願いいたします。 なお、恐れ入りますが、市長は公務の都合上、ここで退席とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 【市長退席】

事務局	それでは、この場をお借りしまして、事務局関係の出席者を紹介させていただきます。 はじめに、幹事のまちづくり部長 浅川 でございます。 続いて事務局の紹介をさせていただきます。 都市計画課長 熊澤 でございます。 都市計画課 小野 でございます。 都市計画課 川村 でございます。 最後に私、谷でございます。 それでは、次第の3、会長の選出に入らせていただきます。 【会長の選出(互選により今尾委員が会長に選出)】 【会長の氏名により、生島委員を職務代理に選出】
会長	本日の会議に対して、傍聴の希望が <u>1</u> 名あります。 取扱いについては許可したいと思います、ご異議ございませんか。 【異議なしの声】 異議なしとの声がありましたので、これを許可します。 【傍聴者入室】
会長	それでは、これより議題に入ります。 この会が円滑に進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、次第に従いまして、議題の1『日野市の町名地番整理事業について』、議題の2『川辺堀之内・上田・宮地区町名地番整理事業について』の2件について、続けて事務局より説明願います。
事務局	それではご説明いたします。 【 内容説明 】
会長	ご説明いただきましてありがとうございました。委員の皆様からご質問、ご意見などございましたらお願いいたします。いくつかご意見をいただきたいところ

委 員	がございいますが、まずは上田地区についてであります。 上田の地域ですが、当初の案としては一丁目になる東側(川崎街道から東側)が、高幡橋北の土地区画整理事業地内に入るため、こちらの町名地番整理を先送りにして、令和十一年の土地区画整理事業の完了とともに設定することとしております。そのため、まずは西側を最初に町名地番整理を実施するというのですが、こちらを先に一丁目として、令和十一年度に高幡橋北の区画整理完了を待って、東側を二丁目にする案が示されています。しかし、そういたしますと、隣接の宮地区の方は東が一丁目、西が二丁目でありますので、これに対して上田地区は逆の順番になってしまいます。これが適切であるかどうか、皆様のご意見を伺いたいと思います。まずその点についてお伺いいたします。 ちなみに、万願寺土地区画整理区域の石田、新井、下田、万願寺のあたりについて、結果として万願寺と石田になりましたが、石田は東側(石田寺の跡地側)が一丁目、西が二丁目、万願寺の場合も一丁目が一番東側となっております。六丁目が一番南西の路線ということで、概ねこのあたりの地域では東が一丁目というのが定番となっております。ただ、市内にはそうではないところもあり、例えば開発の順番によって多摩平などは逆の順番になっておりますが、この台地の下の地域としては東が一丁目というのが概ね基準となっております。新井も同様に東が一丁目となっております。いかがでしょうか。東が一丁目の方が良いか、あるいは西側を先に整理するので西を一丁目にした方が良いのか、ご意見をいただければと思います。 私の個人的な意見を申し上げますと、最初に西側だけを整理すると、西側に二丁目だけで一丁目が存在しないという時期が何年か続くこととなります。それでも差し支えないかという点に関しまして、全国を探しますと、様々な事情により一丁目が無く二丁目から始まるとか、三丁目が欠番で四丁目になるといった事例も実際に存在いたします。近い将来に決まることが確定しているような場合は、そのような欠番というのも皆無ではありません。その点、宮地区と上田地区は昔から一緒に自治会などで地域が重なっていたりいたしますので、川崎街道から東側を一丁目とする形に統一した方が良いのではないかと私は個人的に考えます。いかがでしょうか。一丁目欠番というのは不自然であるといったご意見もあるかと思しますので、皆様のご意見をお願いいたします。 説明会では住民の方に 一丁目、二丁目の話はされましたでしょうか。
------------	---

事 務 局	住民説明会の中では、どちらのエリアを一丁目・二丁目とするかについては「今後検討する」と説明させていただいております。 本日、皆様のお手元にお配りしている資料と同様に、説明会でも 2 つの案(西側を一丁目とする案、東側を一丁目とする案)をお見せしております。
会 長	参加された住民の方々から「どちらを一丁目にすべき」といった具体的なご意見やご要望は、特になかったという認識でよろしいでしょうか。
事 務 局	そのような意見はございませんでした。
会 長	世の中には「一丁目一番地」というような象徴的な言葉で語られることがございますので、自分たちの地域が一丁目でなければいけないとか、昔の本村であった地域を一丁目にすべきだというような意見もあり得るかと思えます。そうしたご意見は(地域住民の方々からは)なかったということだとのことです。
事 務 局	上田の一丁目と二丁目、どちらを先にするかということについて、事務局としての考えを説明いたします。 今まさに会場の方からもご指摘がございましたが、手続きを踏んでいくときに、議会の議決が違うタイミングになり、確約というところを問われてしまいますと、公の立場として、まだ議決を経ていない段階で必ず一丁目とするということを、議会に対しても確約してお話することは難しい立場にございます。そうした背景から、存在するところ(現状で進められる側)の一丁目からということで、例外的ではありますが多摩平の事例も踏まえまして、西側を一丁目とさせていただければと思い、本日は提案させていただきました。
会 長	委員の皆様、いかがでしょうか。私としては将来にわたって長く続く一丁目の並びですので、宮と上田がひっくり返っていると不便ではないかと感じます。川崎街道から東側がどちらの地区も一丁目であるというのは非常に簡明であります。例えば防災のときに避難区域などを設定する際にも、一目で把握できると思いますか、「台地の下の方はすべて東が一丁目だ」という認識が市民の間にあれば、自然と理解を得られやすいものだと考えます。町名地番整理の目的もやはり明快な住所にすることですので、その点では、二、三年のうちに、もしかして一丁

		目がもう議決されないようなことがあったときに浮いてしまうわけですが、そう なると今までの大字上田はずっと残るということで、それはそれで市民の代表 である議会が決めたことですから、仕方のないことだという意見もあると考えま す。私としては、一時的に保留にはなりますが東を一丁目とし、二丁目を西にす るという方向が、将来にわたって長く続く町名地番という点では、一番適切では ないかと思います。
委 員		先ほど事務局から地域の方にお話を伺った際、二丁目や一丁目にはそれほど こだわっていないというお話を伺いましたので、今、委員長がおっしゃったよう な方向で進めていくのが、一番の流れとして、東側を一で西側を二とする方が良 いのではないかと考えます。
会 長		ありがとうございます。
事 務 局		会長がおっしゃっている内容は、完全に原理原則のお話でありまして、基本的 には東側を一、西側を二、時計回りに一、二、三、四、五、六というように番号を 付与していくのが基本的な方針であります。全国的にもそのような形ですよ。
会 長		概ねそうです。
事 務 局		概ねそのような形であるため、会長は原則通りにした方が良いのではないかと おっしゃっています。今回は、こちら側の一丁目となる地域が土地区画整理の 関係で後から実施することになり、もう一方を先に町名地番整理を実施する ということですが、今までの原理原則の中で、日野市としていきなり二丁目 から始めるということは、これまでございませんでした。 基本的には町名地番の付与の仕方として、一丁目から順に付与していました。 そのため、どちらの選択をするにいたしましても、例外的な部分が生じてしま います。こちらを一丁目、こちらを二丁目といたしますと、まず一丁目欠番の段 階で、二丁目を先に付与することになってしまいます。それがまず例外的であ ります。今度はこれを逆にいたしますと、東側が二丁目になってしまいますので、そ れもまた例外的であります。したがって、どちらを選択するにしても例外的であ ることには変わりありません。

	事務局として考えましたのは、「なぜ一丁目がなくて二丁目から始まるのか」「一丁目はどこに行ってしまったのか」というように、市民の皆様の間で混乱が生じるのではないかとという点であります。やはり当事者のことを考えることが大前提であり、混乱を生じさせないようにするためには、まず一丁目から順に付与していった方が良いのではないかとということで、事務局として提案をさせていただいたという経緯でございます。 私どもといたしましても、本来であれば一、二と順に付与したいのが本音であります。二、一としてしまうと、やはり例外的になってしまいますので、先ほど会長がおっしゃった通り、多摩平での逆の事例もございますが、原理原則を踏襲したいというのはやはり行政の考え方であります。しかしながら、当事者である市民の皆様が混乱しないようにするためには、一を先に付けた方が良いのではないかとということで、事務局の提案をさせていただきました。 先ほど説明があった通り、先に二を付けて将来的に一にするにしても、それがいつになるか分からないということが正直なところであります。概ね令和十一年や十二年頃には土地区画整理が終了するだろうという見通しの中で、終了させる予定ではおりますが、本当に終了するかどうか不確定な中で、将来の確約ができないまま、ここを二丁目にしてしまっても良いのだろうかというもどかしさがあるという状況です。 ですので、どちらを選択するにいたしましても例外的であることは間違いございませんので、あとはどのように判断されるかという点につきましては、委員の皆様にご判断をいただければと存じます。
会 長 委 員	私としては、先に西側を一丁目にするというのは、大人の事情といえますか、物事の進め方としてはそれが順当であったと思います。 高幡橋北の土地区画整理が何年かはおそらく遅れるかもしれませんが、だといえ、今後、五十年後といったような長期的な期間で考えますと、やはり一と二は順当に揃って、宮地区と揃っていた方が良いのではないかと、長い目で見るとそのように考えます。皆様、いかがでしょうか。 例えば、東側が一丁目というのが定番であると伺いましたが、おそらく防災などの活動において、どちらがどう違うかによって混乱を来すのか、よく分かりませんが、西側が一丁目、東側が二丁目だからということで、消防等の出動、郵便

会 長 委 員 事 務 局	配達をする際に、混乱を来すようなことはないのでしょうか。 私が申し上げましたのは、専門職の方、すなわち消防や郵便、警察の方々は全く混乱しないと思います。しかしながら市民の皆様は、情報が錯綜している中で「一丁目の方はこちらに避難してください」といった指示があった際に、混乱が生じないだろうかという、市民の側の立場に立つとそのように考えるという意味であります。 それから、この辺りの低地一帯はすべて東が一丁目であるにもかかわらず、なぜ上田地区だけ西が一丁目なのかというのは、せっかく整理をするのであれば、そこまで統一した方が良いのではないかと考えます。これは感覚的な問題もあるかと存じますが、長期的な視点で見ると、やはり東が一丁目の方が良いと考えます。 地租改正まで遡りますと、上田や宮はかつて旧桑田村という一つの村であり、旧桑田村の場合も東側が一番地となっております。地番を付与する際に、一番地を東側から付けていったという経緯がございます。全国の様々な村を見ますと、名主の家がある場所を一番地とするような付け方をする地域もございますが、この旧桑田村におきましては東側が一番地となっております。そのため、逆に本村(元の中心集落)の方が最後の番号に近くなっているということもございます。ですから、長い目で見ると東が一丁目の方が良いのではないかと考えます。 また、二丁目だけが先行して存在することが、それほど混乱を招くのだろいかとも思います。「一丁目に行きたいのですが」というような需要は、実際には生じないのではないかと考えます。それぞれ一丁目に該当する予定の地域は、大字上田と大字宮の一部が残るわけですが、そこは従来通りの住所で生活されているわけですから、それほど混乱はないのではないかと考えております。 高幡橋北土地区画整理事業を待つ地域というのは、従来通り「上田何百番地」あるいは「大字宮何百番地」というような形で残るのでしょうか、ということよろしいでしょうか。 そのとおりでございます。
---	--

会	長	短期間のうちに二度も住所が変更になる事態を避けたいということですよ ね。
事 務 局		そのとおりでございます。
会	長	高幡橋北土地区画整理事業の街区はおおむね決まってるんでしょうか？
事 務 局		おおむね決まっております、先ほどの A の中の一部という形になります。
会	長	かなりごく一部で、A 地区の 30%ぐらいでしょうか。
事 務 局		A 地区のだいたい半分くらいになります。
会	長	例えばですが、土地区画整理事業地内は欠番にしておき、想定的地番のよう なものを付与しておいて、その他の地域をすでに付与してしまうといった、その ような進め方もあるのではないのでしょうか。
事 務 局		検討いたしました、当該の土地区画整理事業については確定していない区 域があり、この後変更することも十分にあり得るという状況でございました。そ のため、その案の採用は難しいと考えております。
委 員		長期的な視点に立って会長のご意見に賛成いたします。上田という名称が残 るのであれば、一丁目が今はまやかしのようであっても、まずは一丁目があるよ うに見える形にする。そして二丁目から作っていき、いずれは規則通りになる ということを見越した方が良いのではないかと思います。
会	長	意見の集約を図りたいのですが、長期的な視点に立ち、まずは西側の二丁目 から先行して進めるべきというご意見が大勢を占めているように見受けられま すが、いかがでしょうか。
事 務 局		西側を一丁目、東側を二丁目とすることにこだわっているわけではございま せんが、市民の皆様、また議会等に対しまして、しっかりと説明できるようにした

会 長	いと考えておりました。 今、会長がおっしゃったとおり、「将来のことを長い目で見ましょう」ということは、一つの確固たる理由付けになるかと存じます。従いまして、会長のご発言の通り、東側を一丁目、西側を二丁目とするということで、事務局側としても了解ということでよろしいですね。 それでは、当会議といたしましては、東側を一丁目、西側を二丁目とするということで結論とさせていただきます。 続きまして、大字豊田の境界変更についてです。 スライド 10 にあります、矢のように尖っている部分でございますが、こちらには新しく公園ができる予定となっております。一見、これによって大字豊田が二分されるような形に見えますが、道路でつながっておりますので、飛び地にはならないという状況でございます。 また、「民民境」、つまり民有地と民有地の境目をもって大字界とすることによどのようなリスクがあるかと言いますと、将来的にそこが一体として開発されたりする場合などに、表示上の問題が生じる可能性があるということでございます。 当該地域には現在一軒のお宅がございますが、これに対して事務局から何か補足はありますでしょうか。住所が大字豊田から川辺堀之内の二丁目に変わるわけですね。
事 務 局	当該の居住者の方につきましては、事務局より今回の趣旨についてご説明をさせていただきました。内容といたしましては、該当箇所が区画整理事業地内に入っているということ、また、先ほどお話のありました「民民境」ではなく、できれば民有地と、今回は公園予定地となる予定でございますので、公園との「官民境（かんみんざかい）」にさせていただきたいという趣旨でご説明をさせていただいたところでございます。
会 長	境界変更と言いますか、該当箇所を川辺堀之内二丁目とすることにつきまして、何かご意見はございますでしょうか。
事 務 局	会長がおっしゃっていただいた通り、分断されるわけではございません。道路がつながっており、敷地もつながっておりますので、大字豊田が二分されるよう

会 長	なことはございません。ご安心いただきたいと存じます。 場所につきましては、皆様もご存じかと思いますが、右側の真ん中あたりに赤道境界がございます。その東側、つまり右側がゴルフの練習場でございます。ゴルフ練習場の西側が大字豊田となっております。 大字豊田の西側には「東豊田」という町名がございますが、ここだけは前回の区画整理の範囲外でございました。昔は広大な大字豊田が広がっていましたが、該当箇所の地区が大字豊田として残っている地域になります。 皆様から特にご質問がなければ、異議なしということで進めさせていただきたいと存じます。 それでは、事務局から提示された議題は以上となりますが、議題の3『その他』として、委員の皆様から何かございますか。 【 意見交換 】 それでは、議題は以上となりますが、最後に事務局から連絡事項などはありませんでしょうか。
事 務 局	事務局でございます。 始めに、次回の審議会についてでございます。 次回審議会は、年度が明けました、令和8年5月頃の開催を予定しております。 そこでは、令和8年9月に予定している市議会への議案の上程に向け、町区域の新設に関する諮問を行う予定です。 日程が近くなりましたら、また改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。 また、本日の審議会の内容を踏まえ、事務局として、町名地番整理の実施に向けた各種手続きを進めてまいります。 その際、町名地番変更に伴う住所変更の手続きなどについて、関係行政機関の皆様には、ご相談させていただく場面があるかと思います。 今後、個別にご連絡させていただくことがあるかと思しますので、その際には、ご協力の程、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。

会 長	それでは、本日の議題は以上となります。 これにて、第28期第1回町名地番整理審議会を終了いたします。 皆様、ありがとうございました。
------------	---